

諮問実施機関：一関市長

諮問日：平成26年8月8日（諮問第1号）

答申日：平成26年12月16日（答申第1号）

事 件 名：平成26年5月8日付け国調第02003号による個人情報の開示決定に関する件及び平成26年5月8日付け国調第02004号による公文書部分開示の決定に関する件

答 申 書

第1 平成26年5月8日付け国調第02003号による個人情報開示の決定に関する件

1 審査会の結論

「国調第05003号平成25年8月9日付文書の根拠書面（国調境界点と復元境界点の差異がないとする根拠）」（以下第1において「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、「平成25年8月9日付け国調第05003号に係る検証資料（「〇〇〇〇氏・〇〇〇〇氏境界確認」と題する資料）及び「一関市〇〇町〇〇字〇〇〇〇番〇に係る不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図）」（以下第1において「本件対象文書」という。）を特定し、その全部を開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

2 異議申立ての経過

(1) 開示の請求

異議申立人は、平成26年4月24日付けで、一関市個人情報保護条例（平成18年一関市条例第76号）第11条第1項の規定により、国調第05003号平成25年8月9日付文書の根拠書面の開示請求（以下第1において「本件請求」という。）を行った。

なお、一関市長（以下「諮問実施機関」という。）は、本件請求に係る個人情報を特定するため、異議申立人に確認し、了承を得て、「国調境界点と復元境界点の差異がないとする根拠」と請求内容を追記補正した。

(2) 本件請求の決定

諮問実施機関は、本件請求に対し、本件対象文書を特定し、平成26年5月8日付け国調第02003号により個人情報開示決定（以下第1において「本件決定」という。）を行い、異議申立人に通知した。

(3) 異議申立て

異議申立人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160

号) 第6条の規定により、平成26年6月30日付けで、異議申立てを行った。

なお、諮問実施機関は、異議申立書の記載事項に不備があったため、同年7月7日付け総第04004号で異議申立人に補正を要求し、同年7月15日、異議申立人からの補正書を受理した。

3 異議申立人の主張の要旨

異議申立人の主張する異議申立ての趣旨及び異議申立ての理由は、異議申立書、補正書及び意見書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

平成26年5月8日付け国調第02003号について、法的要件を満たした文書の開示を求める。

(2) 異議申立書に記載の異議申立ての理由

ア 国土調査室の国土調査法(昭和26年法律第180号)の対応について、諮問実施機関は、国土調査法における誤差の許容範囲について、国土調査室担当者は実測に基づかないところの座標値を用い、二者を対比させた結果について、地籍図修正手続を必要としないと判断しているが、これは誤りである。

イ 不動産登記法第27条及び令(不動産登記令(平成16年政令第379号)と推定される。)第3条を根拠として、不動産登記法における登記官の審査は、地籍図と申請者による実測図を対比の上、その許容範囲の可否を判定するものである。

(3) 意見書に記載の要旨

ア 異議申立人による平成25年5月7日付けの再確認の要求時点までは、市には平成25年7月1日付けで作成した説明用書面が存在しなかったことが、根拠がなかったことになり、根拠書面の不存在を通知すべきである。

イ 市長の発する書面は、法令や行政手続に関する規定についての必要要件を欠くものがほとんどである。

4 諮問実施機関の主張の要旨

諮問実施機関が理由説明書及びその添付資料並びに意見聴取の陳述で主張する本件決定を行った理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 経緯

ア 異議申立人は、異議申立人が諮問実施機関に対し行った国土調査の成果の修正申出の対応に関し、平成25年5月7日付けの「市長回答に対する再確認の要求」により回答を要求した。

イ 諮問実施機関は、この要求に対する説明を行うため、本件対象文書を作成し、同年7月1日、本庁国土調査室において、本件対象文書を提示しながら異議申立人に地籍測量成果の座標値と平成18年に土地家屋調査士が復元した座標値

に大幅な差異がない旨説明した。

ウ 異議申立人は、イの説明に納得せず、文書による回答を要求した。

エ 諮問実施機関は、ウの要求に対し、平成25年8月9日付け国調第05003号の「国土調査に係る修正申し出について」と題する文書において、国土調査時の境界点と土地家屋調査士が復元した境界点の座標値について検証したところ、異議申立人が申し出た大幅な差異は認められなかったこと、また、異議申立人が行った国土調査の成果の修正申出に係る土地の隣接土地の所有者及び利害関係人の承諾を必要とすることから、地籍調査による修正ができない旨を回答した。

(2) 本件請求文書の特定について

諮問実施機関が(1)エの文書により回答した検証の内容は、(1)イの平成25年7月1日に本件対象文書を提示しながら異議申立人に説明した内容であり、本件対象文書は、(1)イの平成25年7月1日に説明を行うため諮問実施機関が作成したものであるから、(1)エの文書により回答した検証の根拠となる書面はなく、本件対象文書を本件請求文書であると特定した。

したがって、諮問実施機関が異議申立人の開示請求に対し、本件対象文書を全部開示とした決定は、適法・適正である。

5 審査会の判断の理由

(1) 本件請求文書について

本件請求文書は、諮問実施機関が、国調第05003号平成25年8月9日付の文書において、異議申立人が行った国土調査の成果の修正申出に係る土地とその隣接土地の境界について、諮問実施機関が国土調査時の筆界点と土地家屋調査士が復元した筆界点の座標値について検証した結果、国土調査時の筆界点と土地家屋調査士が復元した筆界点の座標値に差異がないと回答した、その根拠書面である。

異議申立人は、異議申立ての趣旨において法的要件を満たした文書の開示を求めるとしているが、諮問実施機関は、異議申立人が開示請求している根拠書面は、本件対象文書そのものであり、他の根拠書面及び資料はなく、本件決定を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

(2) 本件対象文書の特定の妥当性について

ア 異議申立人が本件請求を行なった経緯は、諮問実施機関の理由説明書及びその添付資料並びに意見聴取の陳述から、異議申立人が諮問実施機関に対し行った国土調査の成果の修正申出の対応に関し、平成25年5月7日に文書で回答を要求したので、諮問実施機関は、同年7月1日、本庁国土調査室において異議申立人に説明したが、異議申立人は、その説明に納得しなかったため、さらに文書による回答を要求したので、諮問実施機関は、同年8月9日に文書で回答

したことが認められる。

また、異議申立人が平成25年5月7日付けの文書により諮問実施機関に対し回答を求めている内容と、同年7月1日の口頭説明の際に諮問実施機関に対し回答を求めている内容は、異議申立人が行った国土調査の成果の修正申出に係る土地とその隣接土地の境界についての、国土調査時の筆界点と土地家屋調査士が復元した筆界点の座標値の差異に関することであることが認められる。

以上から、異議申立人が平成25年5月7日に諮問実施機関に対し文書で回答を要求したときから、本件決定に至るまで、異議申立人及び諮問実施機関との間において、一貫した事項についてのやり取りがなされていると解することができる。

イ 本件対象文書は、諮問実施機関の理由説明書及び意見聴取の陳述から、異議申立人が諮問実施機関に行った国土調査の成果の修正申出の対応に関し、異議申立人が平成25年5月7日付けの「市長回答に対する再確認の要求」と題する文書で要求した説明に対し回答するため、諮問実施機関が作成した文書であることが認められる。

(3) 事後作成した文書について

異議申立人は、異議申立人が回答を要求した時点で説明用書面が存在しなかったことが、説明の根拠がなかったということになるのだから、根拠書面の不存在を通知すべきである旨主張するが、説明の根拠となるデータ等は存在しており、文書を事後作成したことをもって本件対象文書が存在しないということにはならない。

(4) 本件対象文書の法的要件等について

異議申立人は、異議申立ての趣旨として、法的要件を満たした文書の開示を求め、また、市長の発する書面は、法令や行政手続に関する規定についての必要要件を欠くものがほとんどであるなど、法令が定める要件を満たしていない旨主張し、当該法令が定める要件は、国土調査法により規定された同意だと説明するが、本件対象文書の特定の妥当性について、直接根拠となる説明と解することはできず、また、本件対象文書の特定に係る手続に不備があったとは言えない。

(5) その他

当審査会は、実施機関が行った開示決定等に対して不服申立てがなされた場合に、その対象となる公文書の全部又は一部が開示情報に該当するか否かを条例の規定及び趣旨に照らしながら調査審議するものであることから、異議申立人のその余の主張については、本件請求の調査審議の対象としなかった。

(6) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の経過

平成 26 年	8 月 8 日	諮問
	9 月 24 日	審議
	9 月 26 日	諮問実施機関に対して「理由説明書提出要求書」、「個人情報及び公文書提示要求書」及び「口頭説明要求書」を送付
	10 月 1 日	諮問実施機関から「理由説明書」及び「個人情報及び公文書（写）」を受領
	10 月 3 日	異議申立人に対して「理由説明書の写しの送付及び意見書又は資料の提出について」及び「口頭意見陳述の申立てについて（照会）」を送付
	10 月 10 日	異議申立人から「意見書」及び「口頭意見陳述申立書」を受領
	10 月 20 日	審議 諮問実施機関からの意見聴取
	10 月 30 日	異議申立人に対して「異議申立書等に係る説明書又は資料の提出について」を送付
	11 月 6 日	異議申立人から「個情審第 16 号、平成 26 年 10 月 3 日付通知について回答」を受領
	11 月 11 日	審議 (異議申立人からの口頭意見陳述は、その必要がないと審査会で認め、実施しないことを決定)
	11 月 19 日	異議申立人に対して「口頭意見陳述通知書」を送付
	12 月 16 日	審議 答申

第 2 平成 26 年 5 月 8 日付け国調第 02004 号による公文書部分開示の決定に関する件

1 審査会の結論

「国調第 05003 号平成 25 年 8 月 9 日付文書の根拠書面（隣接者からの聞き取り内容）」の開示請求に対し、「平成 25 年 2 月 5 日午後 3 時 10 分受付の口頭受付票」（以下第 2 において「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての経過

(1) 開示の請求

異議申立人は、平成26年4月24日付けで、一関市情報公開条例（平成18年一関市条例第76号。以下第2において「条例」という。）第5条の規定により、国調第05003号平成25年8月9日付文書の根拠書面の開示請求（以下第2において「本件請求」という。）を行った。

なお、諮問実施機関は、本件請求に係る公文書を特定するため、異議申立人に確認し、了承を得て、「隣接者からの聞き取り内容」と請求内容を追記補正した。

(2) 本件請求の決定

諮問実施機関は、本件請求に対し、本件対象文書を特定し、平成26年5月8日付け国調第02004号により公文書部分開示決定（以下第2において「本件決定」という。）を行い、異議申立人に通知した。

(3) 異議申立て

異議申立人は、本件決定を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、平成26年6月30日付けで、異議申立てを行った。

なお、諮問実施機関は、異議申立書の記載事項に不備があったため、同年7月7日付け総第04004号で異議申立人に補正を要求し、同年7月15日、異議申立人からの補正書を受理した。

3 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

平成26年5月8日付け国調第02004号について、全面開示を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書によると、おおむね次のとおりである。

ア 不動産登記法により、不動産登記簿が全面公開の対象であるにもかかわらず、当該相当部分の不開示は、法の構成上不当行為に当たる。

イ 国土調査法における隣接地地権者の同意については、法定要件である以上、不開示の理由には当たらない。

4 諮問実施機関の主張の要旨

諮問実施機関が理由説明書及びその添付資料並びに意見聴取の陳述で主張する本件決定を行った理由は、おおむね次のとおりである。

条例第7条第2号に掲げる不開示情報は、「個人情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とされている。

本件対象文書に記載された氏名、住所等特定の個人を識別することができる情報のほか、個人の権利利益を害するおそれがあるものは、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当するため、不開示とした。

5 審査会の判断の理由

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、異議申立人が諮問実施機関に対し行った国土調査の成果の修正申出に係る土地の隣接土地の所有者に対し、諮問実施機関が聴取りをした内容の文書である。

諮問実施機関は、本件対象文書のうち、聴取りをした相手方の住所、氏名及び発言内容並びに諮問実施機関の職員が発言した内容の一部について、条例第7条第2号に該当するとして、不開示としている。

(2) 条例第7条第2号の該当性について

ア 条例第7条第2号では、「個人情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。もっとも、本号ただし書に該当する場合は、本号本文で規定する不開示情報から除くことを規定している。

イ 本件対象文書に記録されている聴取りをした相手方の住所、氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文前段に該当する。

また、聴取りをした相手方の発言内容の全部及び諮問実施機関の職員が発言した内容の一部は、個人の氏名の一部を含み、その記述等により特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文前段に該当する。

ウ 次に、本号ただし書の該当性について検討する。

本号ただし書イの規定は、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、身体、健康、生活又は財産の利益と、これを公にしないことにより保護される個人の権利利益を比較衡量し、前者の利益が後者のそれを上回るときにはこれを開示する趣旨である。

これを踏まえて本件対象文書について考えると、当審査会が本号本文に該当するため不開示とすることが妥当と判断した情報について、比較衡量により一般に人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護する利益が優先し、これを何人にも公にすることが必要であるとすべき事情は認められないため、本号ただし書イに該当しない。

また、異議申立人は、不動産登記法の規定により不動産登記簿が全面公開の対象であり、また、国土調査法の規定により隣接地地権者の同意が法定要件であるとして、不開示情報に該当せず、本件決定は不当だと主張するが、本件対象文書は、不動産登記法において何人も交付請求できるとする登記事項証明書等には該当せず、かつ、昭和48年10月24日付け経済企画庁総合開発局国土調査

課長指示により国土調査の成果の修正を行う場合には、隣接土地所有者等の承諾又は同意を得なければならないとされていることは、国土調査に関する事務手続に適用される取扱いであるから、聴取りをした相手方の住所、氏名及び発言内容並びに諮問実施機関の職員が発言した内容の一部は、本号ただし書アに規定する「法令又は他の条例の規定により開示することができないと認められる情報」に該当しない。

さらに、当該情報は、本号ただし書ウにも該当しない。

(3) その他

当審査会は、実施機関が行った開示決定等に対して不服申立てがなされた場合に、その対象となる公文書の全部又は一部が開示情報に該当するか否かを条例の規定及び趣旨に照らしながら調査審議するものであることから、異議申立人のその余の主張については、本件請求の調査審議の対象としなかった。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の経過

第1に同じ。